

平成20年度中野区指定文化財

「小谷津家文書〔古文書12点〕」

(中野区指定文化財：登録指定第117号)

平成20年度指定文化財について、中野区教育委員会は、中野区文化財保護審議会の審議検討を経て、歴史民俗資料館所蔵資料の中から「小谷津家文書」12点を平成20年9月12日付けで文化財に指定しましたので紹介いたします。

【小谷津家文書】

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------|----|
| (1) 武州多東之郡雑色村御検地水帳〔寛永16年（1639）7月28日〕 | 美濃判縦帳（292×213） | 1冊 |
| (2) 武州多東之郡雑色村御検地水帳〔(1)の写本〕 | 美濃判縦帳（292×195） | 1冊 |
| (3) 武蔵国多摩郡雑色村田方名寄帳〔寛延3年（1750）3月〕 | 半紙判縦帳（242×173） | 1冊 |
| (4) 武州多摩郡雑色村寅御縄打帳（田方畑方）〔延宝2年（1674）4月〕 | 半紙判縦帳（244×173） | 2冊 |
| (5) 武州多摩郡雑色村寅御縄打帳（田方畑方）〔(4)の写本〕 | 半紙判縦帳（248×170） | 2冊 |
| (6) 武州多摩郡雑色村検地水帳〔延宝6年（1678）5月〕 | 美濃判縦帳（299×220） | 1冊 |
| (7) 武州多摩郡雑色村検地水帳〔(6)の写本〕 | 半紙判縦帳（244×172） | 1冊 |
| (8) 武蔵国多摩郡雑色村検地帳〔享保17年（1732）6月〕 | 美濃大判縦帳（312×220） | 1冊 |
| (9) 武蔵国多摩郡雑色村検地帳〔(8)の写本〕 | 半紙判縦帳（244×172） | 1冊 |
| (10) 田畑名寄 本郷村〔元禄4年（1691）5月〕 | 美濃大判縦帳（312×281） | 1冊 |
| (11) 田畑名寄 本郷村〔(10)の写本〕 | 美濃判縦帳（294×208） | 1冊 |
| (12) 村中石高御年貢取立帳 本郷新田〔天保7年（1836）3月〕 | 半紙判縦帳（270×204） | 1冊 |

小谷津家文書とは

小谷津家は、現在の弥生町南部、南台にあたる旧雑色村の名主を代々務めた旧家です。12点の古文書は小谷津家に伝わったもので、中野区立歴史民俗資料館に保管されています。小谷津家文書は全部で約550点ありますが、その中でもこれらの12点の文書は特に重要なものとして挙げるすることができます。

この中で(10)から(12)の史料については、現在の弥生町1～3丁目にあたる本郷村・本郷新田にかかわるもので、本来は本郷村名主秋元家に伝来したものと推察されますが、小谷津家が明治期に雑色村・本郷村・本郷新田を代表する戸長に任命されていることから、職務上、小谷津家の管理に移ったものと考えられます。

(1) 武州多東之郡雑色村御検地水帳

この史料は、寛永16年（1639）7月28日代官伊奈半十郎忠治によって行われた雑色村の検地のうち旗本佐々氏の知行分の記録で、雑色村で最古の検地帳です。田畑の一つ一つの面積と、土地所有者の名前が正確に記されており、当時の村の様子がわかります。

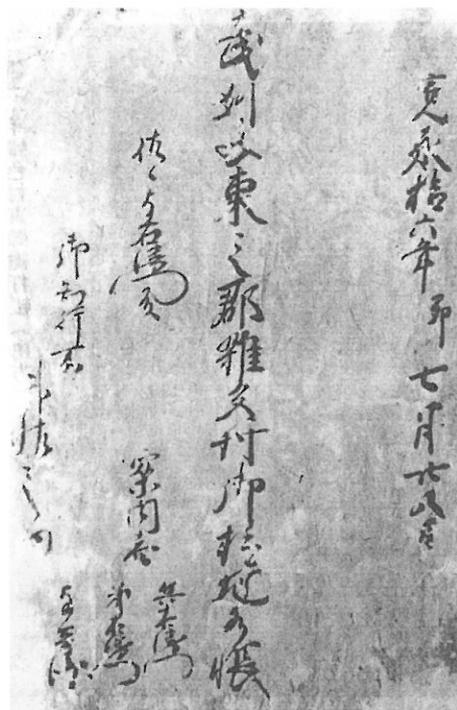
表題の武州多東之郡は平安時代末期からの古い呼称で、多摩地域の東側を指すものです。古い呼称が残されていたことを示す点でも重要です。

(2)の史料はその写本です。

※ 右写真

〔用語解説〕

御検地水帳（おんけんちみずちょう）：検地とは土地の面積測量と生産高調査のことで、測量の時に縄に水をつけて誤差をなくしたことから水帳という名称がつけました。



(3) 武蔵国多東郡雑色村田方名寄帳

この史料は、寛延3年（1750）に寛永16年（1639）8月9日の古帳を写本したものです。寛永期の古帳は残されていませんが、(1)の史料に引き続いて作成された土地所有者別の基本台帳であったことは間違いなく、原本が失われている以上、この写本が唯一の史料となります。

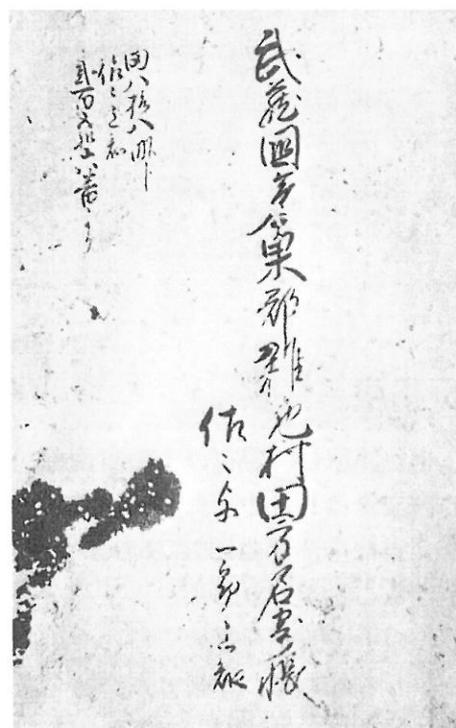
※ 右写真

〔用語解説〕

名寄帳（なよりちょう）：土地の所有者別に、それぞれの面積と生産高が記載されているものです。田の場合は田方、畑の場合は畑方に分けて作成されました。

以上の史料は、寛永年間という江戸時代でも前期に属する段階のもので、稀少価値の高いものです。そればかりでなく、土地所有者の名前や当時の字名（細かい地名）や、田んぼの評価（中田・下田）なども記載されており、豊かな情報量があります。

江戸前期の周辺農村の状況を考察する上できわめて重要性が高いものです。



(4) 武州多摩郡雑色村寅御縄打帳(田方畑方)

この史料は、延宝2年(1674)4月、代官中川八郎左衛門によって、雑色村の幕府直轄領部分について行われた検地帳で、田方分と畑方分の2冊で構成され完全な形で残されています。また、(1)の史料に見られた多東郡から多摩郡という標記に変わっていることも注目されます。

(5)の史料はその写本です。

※ 右写真

〔用語解説〕

寅御縄打帳(とらおんなわうちちょう)：寅は寅年のことです。延宝2年は寅年で検地を行った年を指しています。縄打とは検地の測量のおり、縄を巻尺の代わりとして2人で持って、距離を測るありさまからついた名称です。

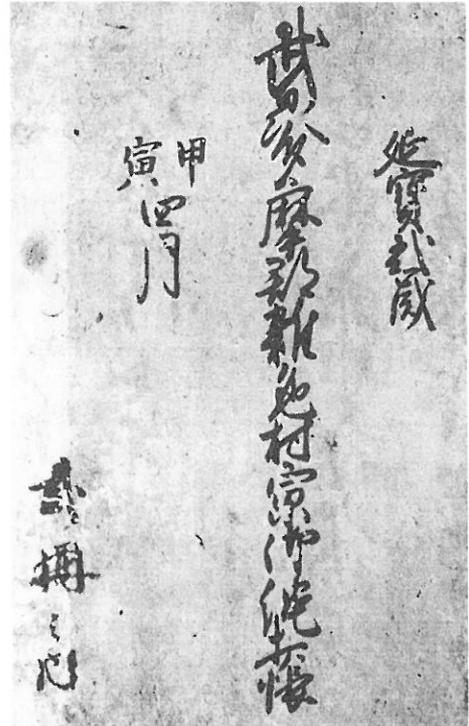
(6) 武州多摩郡雑色村検地水帳

この史料は延宝2年の幕府直轄の検地に引続き延宝6年(1678)5月に旗本佐々氏の所領分を検地した記録です。

(7)の史料はこの写しです。

これらの史料の年代である寛文～延宝期(1660～80年)は、幕府直轄領の検地が集中的に行われた時期です。その理由は、江戸時代初頭から安定して行われてきた耕地開発の進展の結果、それまで地主の下で小作人として働いていた人々が、自分の土地を所有するようになったことが挙げられます。これを自営農民の成長といいます。そのため、幕府はこれらの自営農民を正確に把握し、年貢の負担者として確定して、支配強化を図ったのです。

このことは、小谷津家文書の中からも読み取ることができます。たとえば、田畑のランク付について寛永16年(1639)の検地帳と延宝6年(1678)の検地帳と比較してみると、田畑のランク付が上・中・下の3ランクから上々・上・中・下・下々の5ランクに細分されています。さらに農地ではない萱野でさえも上・中・下の3ランクに分けて、土地に対する支配がきめ細かくなり、強化されたことがうかがえます。



※享保17年(1732)6月
武蔵国多摩郡雑色村検地帳

(8) 武蔵国多摩郡雑色村検地帳

この史料は享保17年（1732）6月に行われた新田に対する検地帳です。この検地で扱われた田畑はわずかに四ヶ所しかなく、それも下々田以下のランクである見付田といわれるものでした。

享保期は8代将軍吉宗によって武蔵野の新田開発が盛んに奨励された時期です。この史料は新田開発政策によって施行された検地ですが、雑色村内には、新たな耕地を開拓する余地はなく、形ばかりの新田開発が行われたことが示されています。

(9)は(8)の写本です。

※ 写真は前ページ下

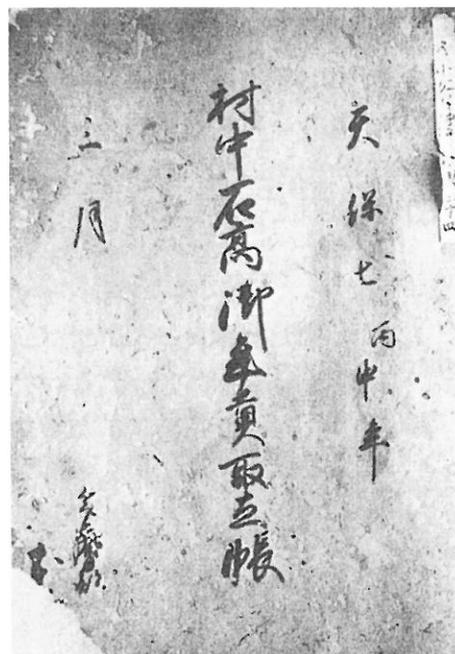


(10) 田畑名寄 本郷村

この史料は旧本郷村に関する唯一の記録で、元禄4年（1691）5月に行われた検地の記録です。23名の土地所有者の名前や、所持地の面積、生産高、字名など元禄期の本郷村の状況を復元できる豊富な内容を持っています。また、本郷村について現存する唯一の史料でもあります。

(11)は(10)の写本です。

※ 右写真



(12) 村中石高御年貢取立帳 本郷新田

この史料は本郷新田に天保7年（1836）3月に課せられた年貢の取り立て帳です。土地所有者1人1人について年貢支払額が細かに記載されています。本郷新田は新田といってもその実態はすべて畑であり、年貢も現金払いであったことがこの史料によって、明らかにされています。

本郷新田は延宝2年（1674）に本郷村から分かれて成立し、元禄3年（1690）に検地が行われたことが記録されていますが、古文書として残されているのはこれが唯一の実物史料です。

※ 右写真

歴史的価値

上記の史料のうち、(1)から(9)の史料は雑色村にかかわるものであり、(1)～(7)については江戸時代前期の雑色村の耕地拡大過程が追えると同時に、自営農民が成長し村落基盤が確立した歴史動向を示す貴重な史料です。また、(8)(9)は享保の改革による新田開発奨励政策が江戸近郊に実施されたことを証する史料です。

(10)(11)は江戸周辺農村が確立安定した元禄期（1688～1703）の本郷村の状況を知るための史料として、(12)は本郷新田に関するものとして、ともに唯一の史料です。

【参考文献】

- 伊藤好一・根岸茂夫・関 利雄1983『小谷津家文書』第1巻 中野区教育委員会
伊藤好一・根岸茂夫・関 利雄1984『小谷津家文書』第2巻 中野区教育委員会